

栃木県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年2月9日

栃木県監査委員 佐藤 良
同 亀田 清
同 金井 弘
同 石崎 均

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

| 監査実施月 | 監査対象期間 | 備考 |
|--------------|---|---|
| 平成29年10月・11月 | 平成28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・給与事務（児童手当を含む。）については予備監査実施日まで ・県土整備部出先機関の監査対象期間は平成28年度 |
| 平成29年12月 | 平成28年度 平成28年度及び平成29年度（9月末現在） 平成28年度及び平成29年度（10月末現在） | |

第3 監査の結果

（総合政策部）

| 監査対象機関名 | 監査年月日 | 監査の結果及び意見 |
|---------|-------------|-----------------------|
| 東京事務所 | 平成29年11月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

（経営管理部）

| 監査対象機関名 | 監査年月日 | 監査の結果及び意見 |
|---------------------|-------------|-----------------------|
| 矢板県税事務所 | 平成29年10月27日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 大田原県税事務所 | 平成29年10月27日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮県税事務所 | 平成29年10月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 鹿沼県税事務所 | 平成29年10月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 真岡県税事務所 | 平成29年10月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 栃木県税事務所 | 平成29年11月10日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 安足県税事務所 | 平成29年11月10日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 自動車税事務所（「佐野支所」を含む。） | 平成29年11月21日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

（県民生活部）

| 監査対象機関名 | 監査年月日 | 監査の結果及び意見 |
|---------|-------------|-----------------------|
| 美術館 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 博物館 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(保健福祉部)

| 監査対象機関名 | 監査年月日 | 監査の結果及び意見 |
|------------|-------------|-----------------------|
| 動物愛護指導センター | 平成29年10月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 県北食肉衛生検査所 | 平成29年10月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 衛生福祉大学校 | 平成29年10月27日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 県南高等看護専門学院 | 平成29年10月27日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 中央児童相談所 | 平成29年10月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 県南児童相談所 | 平成29年10月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 県北児童相談所 | 平成29年10月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 那須学園 | 平成29年11月28日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(産業労働観光部)

| 監査対象機関名 | 監査年月日 | 監査の結果及び意見 |
|--|-------------|-----------------------|
| 産業技術センター (「繊維技術支援センター・県南技術支援センター・紬織物技術支援センター・窯業技術支援センター」を含む。) | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 県央産業技術専門校 (「県北産業技術専門校・県南産業技術専門校」を含む。) | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(県土整備部)

| 監査対象機関名 | 監査年月日 | 監査の結果及び意見 |
|----------|-------------|---|
| 日光土木事務所 | 平成29年11月14日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 大田原土木事務所 | 平成29年11月21日 | <p>工事事務のうち、道路保全事業費(補助)に係る法面保護工事の設計積算において、伐採立木の処分費の計上を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件874千円あった。</p> <p>工事事務のうち、27年災害復旧事業費(工事費)に係る護岸工事の設計積算において、根固めブロック製作の養生区分を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件453千円あった。</p> <p>委託事務のうち、快適で安全な道づくり事業費(県単)に係る用地調査等業務委託の設計積算において、基準点設置の計上をしなかったことにより、設計額が過小となっているものが1件118千円あった。</p> |

| | | |
|---------|-------------|-----------------------|
| 矢板土木事務所 | 平成29年11月28日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 栃木土木事務所 | 平成29年12月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 烏山土木事務所 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(教育委員会)

| 監査対象機関名 | 監査年月日 | 監査の結果及び意見 |
|-----------|-------------|-----------------------|
| 宇都宮高等学校 | 平成29年11月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮女子高等学校 | 平成29年11月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 鹿沼高等学校 | 平成29年11月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 鹿沼東高等学校 | 平成29年11月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 小山南高等学校 | 平成29年11月28日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 小山北桜高等学校 | 平成29年11月28日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 那須高等学校 | 平成29年12月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 黒磯南高等学校 | 平成29年12月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 真岡高等学校 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 真岡工業高等学校 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(公安委員会)

| 監査対象機関名 | 監査年月日 | 監査の結果及び意見 |
|----------|-------------|-----------------------|
| 足利警察署 | 平成29年10月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 鹿沼警察署 | 平成29年10月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮南警察署 | 平成29年10月27日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 那珂川警察署 | 平成29年10月27日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮中央警察署 | 平成29年10月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 今市警察署 | 平成29年10月31日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 矢板警察署 | 平成29年11月14日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 宇都宮東警察署 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 小山警察署 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 栃木警察署 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 那須塩原警察署 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 佐野警察署 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

| | | |
|---------|-------------|---|
| 真岡警察署 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 下野警察署 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 大田原警察署 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| さくら警察署 | 平成29年12月22日 | 給与事務のうち、通勤手当において、支給停止解除の登録がされていなかったことから、支給漏れとなっているものが1件129,600円あった。 |
| 日光警察署 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 那須烏山警察署 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 茂木警察署 | 平成29年12月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの